

2014年2月18日

一般社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT株式会社

2月14日からの大雪の被害を受けられた 被災者への2月の視聴料等の免除について

2月14日からの大雪で被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS衛星放送事業に関わる85社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：和崎 信哉）とスカパーJSAT株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：高田 真治）は、2月14日からの大雪による被害により2月15日に災害救助法が適用された長野県・群馬県東・山梨県の対象地域において、「スカパー！」を契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、2月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【長野県】

茅野市（ちのし）
北佐久郡軽井沢町（きたさくぐん かるいざわまち）
北佐久郡御代田町（きたさくぐん みよたまち）
諏訪郡富士見町（すわぐん ふじみまち）

【群馬県】

安中市（あんなかし）

【山梨県】

富士吉田市（ふじよしだし）
南巨摩郡早川町（みなみこまぐん はやかわちょう）
南都留郡山中湖村（みなみつるぐん やまなかこむら）
南都留郡富士河口湖町（みなみつるぐん ふじかわぐちこまち）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル
TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上